

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

(産業人材・雇用対策課)

一

告 示

○介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の指定

(介護保険室)

一

○保育士登録業務に係る手数料の徴収事務の委託

(子育て支援室)

二

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

(障害福祉課)

二

○障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定

(同)

二

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

(同)

三

○障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業者の指定

(同)

三

○林業・木材産業改善資金に係る償還金の徴収事務の委託

(農林水産経営支援課)

三

○沿岸漁業改善資金に係る償還金の徴収事務の委託

(同)

四

○農業改良資金に係る償還金の徴収事務の委託

(同)

四

○建設業の営業の停止(二件)

(事業管理課)

四

○道路の区域決定

(道路課)

五

○道路の区域変更(二件)

(同)

五

○都市計画決定の図書の写しの縦覧

(都市計画課)

六

○建築士事務所の監督処分

(建築宅地課)

六

○土地改良事業計画の適当の決定

(仙台台地方振興事務所)

六

○土地改良区管理規程の認可

(北部地方振興事務所)

七

○土地改良区の定款変更の認可

(東部地方振興事務所)

七

公 告

○開発行為に関する工事の完了(三件)

(建築宅地課)

七

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定 (会計課)
八
○教育委員会定例会の開催
教育委員会
八

規 則

職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十七号

職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

職場適応訓練委託規則(昭和五十五年宮城県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十五条第三号中「第十二条」を「第二十条」に改め、同条第四号中「特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法(昭和五十八年法律第三十九号)第十三条」を削り、「若しくは」

を「又は」に改め、「又は沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)第四十一条」

を削り、同条第五号中「(昭和四十一年労働省令第二十三号)第一条第一項第六号の二」を「第一条

の四第一項第六号」に改め、同条第六号を削り、同条第七号を同条第六号とする。

様式第一号中

を

改正	改正	追加	追加	追加	追加
〃	〃	〃	〃	〃	〃

附 則

1 (施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式第一号による職場適応訓練申込書は、当分の間、改正後の様式第一号によるものとみなす。

告 示

○宮城県告示第四百二十六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十四条の二第一項の規定により、次のとおり指定市

町村事務受託法人を指定した。

平成二十年四月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務所の名称及び所在地	指定市町村事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名	受託事務の種類	指定の年月日
清山会ケアプランセンター 登米市津山町柳津字平形百三十九番地一	社会福祉法人清山会 登米市津山町柳津字平形百四十番地二 西條栄一	介護保険法第二十条の二第一項第二号の事務(要介護認定等調査事務)	平成二十年四月一日
社会福祉法人登米市社会福祉協議会 登米市迫町北方字大洞四十五番地三	社会福祉法人登米市社会福祉協議会 登米市迫町北方字大洞四十五番地三 伊藤進一	介護保険法第二十条の二第一項第二号の事務(要介護認定等調査事務)	平成二十年四月一日
恵泉会介護支援センターいきいき 登米市迫町佐沼字江合三丁目十六番地二	社会福祉法人恵泉会 登米市迫町佐沼字江合三丁目十六番地二 佐々木典	介護保険法第二十条の二第一項第二号の事務(要介護認定等調査事務)	平成二十年四月一日
恵泉会介護支援センターくらく 登米市迫町佐沼字江合三丁目十六番地一	社会福祉法人恵泉会 登米市迫町佐沼字江合三丁目十六番地一	介護保険法第二十条の二第一項第二号の事務(要介護認定等調査事務)	平成二十年四月一日

○宮城県告示第四百二十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、保育士登録業務に係る手数料の収納事務を平成二十年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十年四月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

東京都渋谷区神宮前五丁目五十三番一号

社会福祉法人日本保育協会

二 委託期間

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百二十八号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十年四月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四二二六〇〇一五七	宮城郡利府町しらかし台六・一・十	就労継続支援B型	特定非営利活動法人幸創	平成二十年四月一日
○四一五三〇〇四三三	社会福祉法人円まどか荒浜 仙台市若林区荒浜字一本杉北二・二	就労移行支援 就労継続支援B型	社会福祉法人円まどか荒浜	平成二十年四月一日
○四二二八〇〇〇八八	クローバーハウス 加美郡加美町上狼塚 字東北原十二・一	就労継続支援B型	加美町長	平成二十年四月一日
○四二二二〇〇四〇〇	多機能型事業所旭園 柴田郡柴田町大字本船迫字沢田三十九番地	生活介護 就労継続支援B型	社会福祉法人福寿会	平成二十年四月一日
○四一三〇〇二四七	NPOステップアップ 栗原市志波姫沼崎堰 畑百四十三	就労移行支援	特定非営利活動法人栗原市障害者就業支援センター	平成二十年四月一日
○四一五二〇〇五八三	フルハウス 仙台市泉区南光台東三・十一・三十五	就労移行支援	特定非営利活動法人フルハウス	平成二十年四月一日
○四一五四〇〇七二〇	フルハウス 仙台市宮城野区松岡町十七・一	就労継続支援B型 就労移行支援	特定非営利活動法人フルハウス	平成二十年四月一日
	フリースペースソレイユ 仙台市太白区四郎丸字前九十二	就労継続支援B型	特定非営利活動法人フルハウス	平成二十年四月一日

○宮城県告示第四百二十九号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により告示する。

平成二十年四月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日	指 定 有 効 期 間
有限会社中里薬局 調剤センター	石巻市中里二丁目十二、一	平成二十年二月一日	平成二十年二月一日から 平成二十六年一月三十一日まで
たかぎ調剤薬局中 央店	石巻市中央三丁目五、十三	平成二十年二月一日	平成二十年二月一日から 平成二十六年一月三十一日まで
たかぎ薬局鹿又店	石巻市鹿又字伊勢前五十二、三	平成二十年二月一日	平成二十年二月一日から 平成二十六年一月三十一日まで
たかぎ薬局鹿妻店	石巻市鹿妻南二丁目九、一	平成二十年二月一日	平成二十年二月一日から 平成二十六年一月三十一日まで
たかぎ薬局清水店	石巻市清水町二丁目七、十、三	平成二十年二月一日	平成二十年二月一日から 平成二十六年一月三十一日まで
響調剤薬局	石巻市蛇田字北経塚十八、七	平成二十年二月一日	平成二十年二月一日から 平成二十六年一月三十一日まで
株式会社高橋薬局 向陽店	石巻市向陽町三丁目二十一、十四	平成二十年二月一日	平成二十年二月一日から 平成二十六年一月三十一日まで
たかぎ薬局赤井店	東松島市赤井字鷺塚五十九、十九	平成二十年二月一日	平成二十年二月一日から 平成二十六年一月三十一日まで
和薬局	東松島市矢本字上河戸二百九十三、七	平成二十年二月一日	平成二十年二月一日から 平成二十六年一月三十一日まで
調剤薬局ツルハド ラツク利府店	宮城県利府町利府字新大谷地五十三、一	平成二十年二月一日	平成二十年二月一日から 平成二十六年一月三十一日まで
サンテ薬局日吉台 店	黒川郡富谷町日吉台一丁目二十一、三	平成二十年二月一日	平成二十年二月一日から 平成二十六年一月三十一日まで
たかぎ薬局女川店	牡鹿郡女川町鷺神浜字鷺神八十一、一	平成二十年二月一日	平成二十年二月一日から 平成二十六年一月三十一日まで
南三陸スマイル薬 局	本吉郡南三陸町志津川字十日町百四十二、三	平成二十年二月一日	平成二十年二月一日から 平成二十六年一月三十一日まで

○宮城県告示第四百三十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十年四月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一〇九〇〇七〇	居宅介護さくらんぼ多賀城市栄一丁目一番二十五号	居宅介護 重度訪問介護	社会福祉法人 嶋福社会	平成二十年 四月一日
○四二二〇〇二九八	バルめぐみ登米市追町佐沼字江合三丁目十六番地二	生活介護	社会福祉法人 恵泉会	平成二十年 四月一日
○四二七〇〇二八八	特別養護老人ホーム郷和荘 黒川郡大郷町大松沢 字鶴田山三十六番地 の二	短期入所	社会福祉法人 永楽会	平成二十年 四月一日
○四二七〇〇二九六	特別養護老人ホーム七峰荘 黒川郡大衡村大瓜字 長町七十七番地の三	短期入所	社会福祉法人 永楽会	平成二十年 四月一日
○四一五一〇〇七三四	ぱーとなー 仙台市青葉区栗生一 丁目二十五番地の一	生活介護	社会福祉法人 幸生会	平成二十年 四月一日

○宮城県告示第四百三十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第三十二条第一項に規定する指定相談支援事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十年四月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	設置者名	指定年月日
○四三二四〇〇一八三	医療法人社団健育会ひまわりデイサービスセンター 東松島市赤井字八反谷地百番地五	医療法人社団健育会	平成二十年 四月一日

○宮城県告示第四百三十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、林業・木材産

業改善資金に係る償還金の徴収事務を平成二十年三月二十八日次のとおり委託した。

平成二十年四月八日

一 委託の相手方

- 角田市梶賀字高畑北百五十三番地 仙南中央森林組合
- 柴田郡川崎町大字前川字北原二十一番地の一 川崎町森林組合
- 伊具郡丸森町字田町南一番地の一 丸森町森林組合
- 白石市福岡長袋字岩崎八十一番地の六 白石蔵王森林組合
- 黒川郡大和町落合松坂字直南沢三十九番地の二十三 黒川森林組合
- 仙台市泉区市名坂字万吉前十九番地の一 宮城中央森林組合
- 大崎市岩出山下野目字長田百二十九番地の一 大崎森林組合
- 栗原市栗駒桜田街道西十一番地の九十六 栗駒高原森林組合
- 登米市登米町大字日根牛小池百番地 登米町森林組合
- 登米市東和町米川字小田百十番地の一 東和町森林組合
- 登米市津山町柳津字小麻七十八番地 津山町森林組合
- 本吉郡本吉町坊の倉八番地の一 本吉町森林組合
- 気仙沼市赤岩牧沢四十四番地 気仙沼市森林組合
- 本吉郡南三陸町志津川字天王山百三十八番地の三 南三陸森林組合
- 石巻市大瓜字棚橋下待井六十五番地の一 石巻地区森林組合
- 仙台市青葉区上杉二丁目四番四十六号 宮城県森林組合連合会
- 仙台市青葉区東照宮一丁目八番八号 宮城県木材協同組合

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 委託期間

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百二十三号
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、沿岸漁業改善資金に係る償還金の収納事務を平成二十年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十年四月八日

一 委託の相手方

- 石巻市開成一番二十七
- 宮城県漁業協同組合

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 委託期間

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百三十四号
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、農業改良資金に係る償還金の収納事務を平成二十年三月二十八日次のとおり委託した。

平成二十年四月八日

一 委託の相手方

- 柴田郡柴田町西船迫一丁目十番地の三 みやぎ仙南農業協同組合
- 仙台市宮城野区新田東二丁目十五番地の二 仙台農業協同組合
- 亘理郡亘理町逢隈田沢字遠原三十六 みやぎ亘理農業協同組合
- 名取市増田一丁目十二番三十六号 名取岩沼農業協同組合
- 岩沼市中央二丁目五番三十号 岩沼市農業協同組合
- 黒川郡大和町吉岡南三丁目六番地の二 あさひな農業協同組合
- 大崎市古川北町三丁目十番三十六号 古川農業協同組合
- 加美郡色麻町四電字柵木町十四番地の一 加美よつば農業協同組合
- 大崎市岩出山下野目字二ツ屋三十九番地 いわでやま農業協同組合
- 遠田郡美里町字素山町一番地 みどりの農業協同組合
- 栗原市志波姫堀口見渡一番地 栗つこ農業協同組合
- 登米市迫町佐沼字中江三丁目九番地の一 みやぎ登米農業協同組合
- 石巻市中里五丁目一番十二号 いしのまき農業協同組合
- 本吉郡南三陸町志津川字大森一番地 南三陸農業協同組合
- 仙台市青葉区錦町一丁目六番二十五号 宮城県酪農農業協同組合

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 委託期間

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百三十五号
建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下、「法」という。）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業の営業の停止を命じた。

平成二十年四月八日

一 処分をした年月日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十年三月二十七日
被処分者の商号又は名称

商号又は名称及び代表者の氏名 株式会社こあ 阿部 文雄	主たる営業所の所在地 仙台市宮城野区中野字神明百八十一番一	建設業許可番号 (宮城県知事許可) 特・十七 第七千七百六十六号
-----------------------------------	----------------------------------	---

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業の全部

2 営業停止期間

平成二十年四月十日から同月十六日までの七日間

四 処分の原因となった事実

法第三条第一項に規定する許可を受けていない者である有限会社アイソニックと、同項に定める「軽微な建設工事」の範囲を超える下請契約を反復継続的に締結したことが法第二十八条第一項第六号に該当することが法第二十八条第一項第六号に該当する。

○宮城県告示第四百三十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業の営業の停止を命じた。

平成二十年四月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分をした年月日

平成二十年三月二十七日

二 被処分者の商号又は名称

商号又は名称及び代表者の氏名 有限会社アイソニック 松下 泰成	主たる営業所の所在地 多賀城市枝木三丁目七番十五・二〇二号	建設業許可番号 (宮城県知事許可)
---------------------------------------	----------------------------------	----------------------

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業の全部

2 営業停止期間

平成二十年四月十日から同月十二日までの三日間

四 処分の原因となった事実

法第三条第一項に規定する許可を受けていないにもかかわらず、同項に定める「軽微な建設工事」の範囲を超える下請工事を反復継続的に請け負ったことが法第二十八条第二項第二号に該当する。

○宮城県告示第四百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定したので告示する。

その関係図面は、平成二十年四月八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 くりこま高原停車場伊豆沼線

三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
栗原市志波姫上戸南一三三番一地从先から 同市若柳字上畑岡獅子ヶ鼻一七九番一地从先まで	一八・〇 一〇五・〇	五四九・六

○宮城県告示第四百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年四月八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 国道

二 路 線 名 三百九十八号

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前	後	前	後
		一〇・五 二八・二	六・一 一一・四	一、九三八・〇 一、九三八・〇

○宮城県告示第四百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年四月八日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び北部土木事務所 栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月八日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 くりこま高原停車場伊豆沼線
- 三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前	後	前	後
		三〇・〇 六八・八	一三・〇 四三・〇	三二七・五 二九九・五

○宮城県告示第四百四十号

多賀城市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十年四月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
- 1 種類 仙塩広域都市計画第一種市街地再開発事業
- 2 名称 多賀城駅北地区第一種市街地再開発事業
- 二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第四百四十一号
建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十六条第二項の規定による処分をしたので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成二十年四月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 監督処分をした年月日
平成二十年四月一日

二 監督処分を受けた建築士事務所の名称及び所在地、当該建築士事務所の開設者の氏名(当該建築士事務所の開設者が法人である場合にあつては、当該開設者の名称及びその代表者氏名)、当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに当該建築士事務所の登録番号
株式会社間組東北支店 一級建築士事務所
仙台市青葉区片平一丁目二番三十二号
株式会社間組 代表取締役社長 小野俊雄
一級建築士事務所

宮城県知事登録第〇三〇一〇二二三号

- 三 監督処分の内容
建築士事務所の閉鎖六月(平成二十年五月一日から平成二十年十月三十一日まで)
- 四 監督処分の原因となつた事実
建築士事務所を管理していた建築士が、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第九十二号)附則第四条第二項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十条第一項の規定に基づき懲戒処分を受けた。

○宮城県告示第四百四十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により審査した結果、巨理町が行つた土地改良事業(田沢地区)計画を適当と決定したので、同条第六項の規定により関係書類を縦覧に供する。
平成二十年四月八日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 齋 藤 俊 夫

- 一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書(田沢地区)

二 縦覧期間

平成二十年四月十日から平成二十年五月十二日まで

三 縦覧場所

亘理町役場

○宮城県告示第四百四十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十七条の二第一項の規定により、二迫川沿岸土地改良区が管理する柳原頭首工(揚水機及び排水樋管)の管理規程を次のとおり平成二十年三月三十一日認可した。

平成二十年四月八日

宮城県北部地方振興事務所

所長 大 平 輝 雄

柳原頭首工(揚水機及び排水樋管)管理規程(概要)

この管理規程は、国営附帯県営かんがい排水事業迫川上流地区の水利使用規則(平成十六年四月五日国東整水第二〇八号)第九条の規定により、柳原頭首工(堰堤、取水施設、その他付帯設備を含む)以下「頭首工」という。の取水方法及び管理に關して必要な事項を定めるものとする。

一 放流又は取水に關する事項

- 1 かんがい用水のために頭首工から取水する期間は、毎年五月六日から九月一〇日までとし、その水量は毎秒〇・四九五立方メートルとする。
- 2 取水は、頭首工での河川流量が毎秒〇・〇七〇立方メートルを超える場合にかぎり、その超える部分の範囲において行うことができる。
- 3 頭首工の放流ゲートは、下流において必要な河川流量を確保する必要が生じたときその他やむを得ない場合等に限り操作することができる。
- 4 頭首工からの放流によって下流の水位に急激な変動を生ずると認められる場合(以下「急激な変動の場合」という。)の關係機関への通知は、放流開始の約一時間前に行うものとする。

- 5 急激な変動の場合の一般への周知は、頭首工地点から熊川頭首工地点までの熊川の区間について、防災無線により警告を行うものとする。
- 6 頭首工のゲートを操作した場合は、操作の開始・終了時刻、水位、放流量等を記録しておくなければならない。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に關する事項

- 1 堰ゲート等を操作するために必要な機械器具については、点検整備を行い常に良好な状態に保つものとする。特に、洪水、暴風雨、地震その他これに類する異常な現象であつてその影響が堰に及ぶものが発生したときは、発生後速やかに堰の点検を行い、堰に關する異常な状態が早期に発見されるようにならなければならない。
- 2 栗駒地区、金成地区の震度階が四以上の地震が発生した場合は、点検を行うものとする。

三 洪水時その他緊急事態における措置に關する事項

- 1 頭首工に關して洪水、暴風雨、地震その他の原因による異常かつ重大な状態が発見された場合には、直ちに、応急の措置をとるとともに關係機関へその旨を報告しなければならない。
- 2 洪水警戒体制時には、職員を担当部署に配置し、頭首工を操作するために必要な機械器具の点検整備、その他管理のため必要な措置、頭首工の操作記録の作成等必要な措置をとらなければならない。

四 その他施設の管理に關し必要な事項

- 1 頭首工の管理責任者(以下「管理責任者」という。)は、水利使用規則、河川關係法令、この管理規程を遵守し、適正な水利使用及び管理を行うものとし、二迫川沿岸土地改良区に管理主任者一人を置くものとする。
- 2 管理主任者は、職員を指揮監督して、頭首工の管理に關する事務を誠実に執行しなければならない。また、この管理規程に定めのない事項(異常事態の発生により緊急に処理を要するものを除く)を処理しようとするときは、あらかじめ管理責任者の承認を得なければならない。

○宮城県告示第四百四十四号

石越町土地改良区の定款変更について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成二十年三月二十六日認可した。

平成二十年四月八日

宮城県東部地方振興事務所

所長 和 泉 長 衛

公 告

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、平成二十年三月三十一日その工事を完了した。

平成二十年四月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
 地域の名称
 巨理郡山元町高瀬字南一番、七番、八番、九番、
 十番、十一番、十二番、十三番、十四番及び一
 の地先水路

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
 巨理郡山元町浅生原字日向十六番地二
 有限会社寺嶋葬祭

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工
 区）に係る開発行為は、平成二十年三月三十一日その工事を完了した。
 平成二十年四月八日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
 地域の名称
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
 巨理郡巨理町逢隈高屋字倉東一番一、一番一、
 九番、十番、十一番及び十二番一
 巨理郡巨理町吉田字中原五十五番地四十九
 株式会社ライフサポートわたり

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工
 区）に係る開発行為は、平成二十年三月三十一日その工事を完了した。
 平成二十年四月八日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
 地域の名称
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
 東松島市大曲字筒場百二十番二及び百二十一番
 十一の各一部
 東松島市大曲字筒場百二十三番地
 久保田 優

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。
 平成二十年四月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量
 宮城県財務総合管理システム運用・アプリケー
 ション保守業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地
 出納局会計課 仙台市青葉区本町三丁目
 八番一号

三 契約の相手方を決定した日
 平成二十年三月二十一日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地
 e-minagi 財務総合管理システムサポート企
 業連合（代表構成員）富士通株式会社東北営業本部 仙台市青葉区一番町二丁目三番二十二号
 （構成員）カメイ株式会社 仙台市青葉区国分町三丁目一番十八号（構成員）株式会社富士通東
 北システムズ 仙台市宮城野区榴岡四丁目一番三三号

五 契約金額
 二億二千三百二十五万円

六 契約の相手方を決定した手続
 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由
 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の
 二第一項第八号該当

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第七号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十三條の規定によ
 り、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。
 なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十年四月八日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

一 日 時
 平成二十年四月十六日 午後二時

二 場 所
 教育委員会会議室

三 事 件

1 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

2 校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について

3 宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部改正について

4 宮城県指定文化財の指定について

四 傍聴者の定員

七人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して
 行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六
問
い
合
わ
せ
先

仙
台
市
青
葉
区
本
町
三
丁
目
八
番
一
号

宮
城
県
教
育
庁
総
務
課
総
務
班
(
電
話
〇
三
三
・
二
二
一
・
三
六
二
一
)